

広島県公安委員会告示第 58 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 9 月 9 日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製造業者名 ( 住 所 )
4 P08 38	告示の日 (令和 6 年 9 月 9 日)から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	P ラブ嬢 3 L 2 Y R 3	株式会社アムテックス 代表取締役 金子 明利 (東京都台東区東上野一丁 目 16 番 1 号)	左同